

# 滋賀県環境審議会 会議概要

- 1 開催日時 平成 22 年(2010 年) 6 月 1 日(水) 15 時 00 分～16 時 30 分
- 2 開催場所 大津市ふれあいプラザホール (明日都浜大津 4 階)  
大津市浜大津四丁目 1 - 1
- 3 出席委員 生駒委員、岩田委員、占部委員、岡田委員、笠原委員、上総委員(金田代理人)、河瀬委員、川地委員、北出委員、高坂委員、坂本委員、塚本委員(藤田代理人)、津野委員、寺田委員、鳥塚委員、中西委員、中委員、中村委員、仁尾委員、西田委員、濱崎委員、平井委員、平山委員、深町委員、藤井委員、藤澤委員、松井(正)委員、松山委員、谷内委員、山本委員、和田委員 (以上 31 名)
- 4 議事
  - (1) 会長、副会長選出について
  - (2) 「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク 21 計画)」の改訂について(諮問)
  - (3) 琵琶湖総合保全部会の設置について
  - (4) 所属部会指名
  - (5) 報告事項 環境審議会各部会の活動概要について

## < 配付資料 >

資料 1 滋賀県環境審議会委員名簿

資料 2 滋賀県環境審議会条例、環境審議会議事運営要領

資料 3 環境審議会各部会の活動概要

## (参考資料)

資料 4 環境審議会各部会の活動概要報告にかかる参考資料

(その他：審議会中に配布)

- ・ 琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク 21 計画)の改訂について(諮問)
- ・ 滋賀県環境審議会委員名簿(各委員の部会割)

## 5 議事概要

### (1) 会長、副会長選出について

滋賀県環境審議会条例第4条第2項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会長、副会長を選任。

その結果、会長に津野委員、副会長に川地委員が選任されました。

### (2) 「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)」の改訂について(諮問)

本日付けで当審議会に対し、一件諮問する旨知事より申し入れがありましたので、事務局から諮問文の内容を説明しました。

### (3) 琵琶湖総合保全部会の設置について

諮問にあった「琵琶湖総合保全整備計画」をどのように進めていくかを事務局から提案しました。

(提案内容)

滋賀県環境審議会議事運営要領第4条第3項に「会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる」とあることから、この規定に基づき、既存の6部会以外に新しく「琵琶湖総合保全部会」を設置し、その部会の中で審議していただく。

会長より新しく「琵琶湖総合保全部会」を設置して審議いただくこととした旨、各委員に意見を聞き、特に異議なしとのことでした。

よって、「琵琶湖総合保全整備計画」の改訂につきましては、琵琶湖総合保全部会において審議することとなりました。

#### (4) 所属部会指名

琵琶湖総合保全部会を含め7つの部会に関して、滋賀県環境審議会条例第6条第2項に「部会に属すべき委員は、会長が指名する」とあることから、各委員の属すべき部会について、会長の指名により別紙のとおりとなりました。

また、会長より、琵琶湖総合保全部会には専門的な観点から意見をいただきたいため「魚類生態学」「河川工学」「食環境学・食文化」の専門家を、条例第7条に基づく専門委員として設けたいという意向があり、異議なしとのことで、今後事務局で手続きを進めていくこととなりました。

#### (5) 報告事項 環境審議会各部会の活動概要について

環境審議会の環境企画部会、温暖化対策部会、水・土壌・大気部会、廃棄物部会、自然環境部会および温泉部会のそれぞれの担当課(事務局)から、資料3と資料4に基づいて、次の点について説明を行いました。

- ・ 平成21年度部会の審議状況
- ・ 今年度の審議予定

また、新たに設置されることとなった「琵琶湖総合保全部会」の今後の予定および琵琶湖総合保全学術委員会からの提言について説明を行いました。

## (6) 発言要旨

< 質疑等 >

委員：

自然環境部会の説明の部分で、立木神社のウラジロガシが枯れてしまって、自然記念物の指定が解除されるとの説明がありました。それはしょうがないとは思いますが、関東の鎌倉では大銀杏が台風で倒れたが、再生の努力をしています。そのため、指定したのに枯れてしまったので解除するというのはあまりにも能がないのではないのでしょうか。

事務局(自然環境保全課)：

指定については、地元で愛されている木でありまして、メンテナンス等がしっかりしているものを中心に選ばせていただいております。本件につきましても、地元の方の努力がありまして、樹医にもかなり頑張ってもらって、なんとか再生できないかを半年以上努力させてもらって、どうしようもないところまでできました。このように苦渋の選択をしたという経緯がございます。

委員：

水・土壌・大気部会で細かい説明はされると思いますが、琵琶湖の昨年度および現状の水質や問題点など、概略で結構ですので、もしご説明できることがございましたら、お願いいたします。

事務局(琵琶湖再生課)：

マザーレイク 21 計画に係る先ほどの学術委員会からの報告の中でも若干説明させていただきましたが、流入負荷は着実に減っていった中で、窒素・リンは確実に減少傾向であります。特にリンにつきましては、北湖は環境基準を下回っている現状であります。しかしながら、南湖のリン、窒素については南湖北湖ともに環境基準を達成できていない状況であります。

透明度についてもよくなってきています。

また、今一番心配なのはCODでございますが、こちらの数値は横ばいなしは、じわじわ上昇している状況です。一方、BODは着実に下がっていております。そのBODとCODの乖離が大きな課題となっており、この乖離の原因のメカニズムを調査している中で、どうも難分解性有機物が、

なかなかCODが減少しない大きな原因になっているのではないかと見られています。

また、窒素・リンの栄養塩のバランスが変わってきており、これが、琵琶湖内のプランクトンの種類数の減少、種の変化につながっているのではないかとということもあり、この栄養塩のバランスが琵琶湖の水質として、どのあたりがふさわしいかということを検討していく必要があるのではないかと考えられているところであります。

また、先ほども述べました難分解性有機物についてですが、悪さをしなければいいのではないかとのご意見もありますし、水道水として利用されるときはトリハロメタンの原因物質になるのではないかと考えております。果たしてこの難分解性有機物が琵琶湖の水質にとって悪いかどうかとも一方で検討していかないといけない課題であります。

それから、もう一つはCODに代わる有機物の指標を国と一緒に検討していく、そういった時期にきているのではないかと考えているところであります。

今の琵琶湖の水環境の現状を簡単に説明しますと、以上のとおりでございます。

委員：

【仮称】滋賀県地球温暖化対策推進条例の制定についてですが、今の段階でどういった感じのイメージの条例でしょうか。

事務局（温暖化対策）：

滋賀県では2030年50%削減という目標を掲げました。これを実現するためには、大きくは制度的枠組みという条例の中で実効性を担保していかなければならないことが1点。

もう一つはどのようにして滋賀県が温暖化対策に取り組むのかという意義を示す必要があると考えています。

また、審議会からの答申の本文中にも今からできることはすぐにやろうということで、具体的な制度案をご審議いただいたので、これらを論点にしながら検討していきたいと考えております。